

令和6年第1回定例会 文書質問

ぬかが 和子 議員

回 答 書

SDGsとコミュニティ醸成について	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>1, SDGs推進体制について</p> <p>足立区がSDGs未来都市に認定されたが、持続可能な「まち」を将来につなげていくためには、全庁を挙げた取り組みと、区内全域での地域コミュニティ醸成が要となる。</p> <p>しかし実際の取り組みは、あやセンターぐるぐるを中心とした事業に偏っており、単一の事業課のようになっている。</p> <p>同じ人口規模でSDGs未来都市に認定された相模原市は、「みんなのSDGs推進課」が中心となり、総務・福祉・産業・環境・地域振興など各所管課が関係団体に「SDGsパートナーの登録」を呼びかけた結果現在1038団体が登録している。一方足立区は、各所管からの呼びかけはなく企業を中心に160団体しか登録していない。</p> <p>HPの作り方にも姿勢の違いが表れている。相模原市は「みんなのSDGs宣言」と称して、10代から大人・企業・団体…数百名の「一人ひとりのSDGs宣言」を紹介することで「市民みんなで取り組んでいく」機運にあふれたページ作りを行っている。一方足立区の特設ページは、体裁はきれいだが、企業の姿は見えても、区民の姿は見えてこない。</p> <p>17のゴールについても相模原市が一目瞭然で分かりやすく掲載しているが、足立区の特設ページは非常に分かりにくい。</p> <p>相模原市では、SDGsパートナーフォーラム（掲示板）をつくり、常時イベント告知などができるようにするとともに、パートナープロジェクトで、一つの取り組みに他の団体が参加することを呼び掛け結びつける場になっている。足立区は、まるで企業の宣伝のようにパートナー団体の紹介が並び、一区民が参加しつながらることのできるようにはなっていない。まるで外に向けて形だけ美しく作ったようにも感じる。</p> <p>SDGs未来都市推進担当課は、単一の事業展開を主事業とするのではなく、庁内を集約し、全区民の意識醸成・参加をめざす調整役としての役割を強め、HPも改善すべきではないか。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>SDGsとコミュニティ醸成についての文書質問に回答いたします。</p> <p>まず、SDGs未来都市推進担当課（以下、SDGs課）は単一の事業展開ではなく、庁内を集約し、区民の意識醸成や参加を目指す調整の役割</p>

を強めるべき、とのご質問についてですが、SDGs課で現在行っている事業は、SDGsが謳う「持続可能性」を高めるには地域の活力向上が不可欠なことから、これまで地域との関わりが少なかった区民や企業等とのパートナーシップを高め、そうした方々の地域での活動を増やすことを目的としています。

区民の意識醸成や参加を促していく考えの下、まずは自治体SDGsモデル事業で提案した綾瀬での事業を着実に進めていき、人が活躍する機会と仕組みづくりの実績を積み上げていきたいと考えております。今後、他のエリアにおいても、まちづくりの進捗や地域の機運醸成を見極めながら、綾瀬で培った手法を展開してまいります。

今後はさらに、居住エリアに関わらず、自らが取り組みたいことにチャレンジする機会や場の創出に取り組むとともに、庁内各課においてもそうした支援に取り組むよう、基本計画等に区の方針として位置付けていく考えです。

一方で、これまで区全体のSDGs進捗把握は至らない点が多かったことも事実です。今後はSDGs未来都市計画に記載した各種事業や、SDGsの17のゴールに資する取組を定期的に調査し、担当課として、区のSDGs全体の進捗管理に努めるとともに、進捗が滞る事業については政策経営課とも連携し、事業改善を図ってまいります。合わせて、区の実践の状況については、区公式ホームページに掲載し、区民にも進捗がわかるよう、見える化をいたします。

また、特設サイトの改善につきましては、「足立区の未来に向けたアクション」と題して、区民等のSDGs達成への取り組みや想いを掲載しております。より一層、そうした活動への共感を生み出し、区民同士がつながりを持てるきっかけとなるような形を検討してまいります。

(担当所管：政策経営部 SDGs未来都市推進担当課)

質問の要旨
②

2. 居場所づくりについて

先日、公益財団法人「後藤・安田記念東京都市研究所」都市問題公開講座「地域の『居場所』をつくり、はぐくむ」に参加し、示唆に富んだ内容だったので紹介する。

- 人がいつ孤独・孤立を感じるのかと考えれば、他者との「つながり」を感じられなくなった時。「居場所」の存在は孤独・孤立の解消だけにとどまらず、地域における様々な問題の発生を未然に防ぐことにつながる。
 - 「子どもたちが空き地などで群れ遊ぶ」「井戸端会議」など、結果としての居場所がなくなってきた中、わざわざ目的としての「居場所」をつくる時代になっている。
 - 居場所＝施設概念ではない。じゃあ何なのか→関係性だ。居場所は関係性の概念。本人しか決められない。
 - 居場所の力は大きく、化学反応をおこす＝「見ててくれた、声掛けしてくれた」ことが大きな力になる。「大変さをわかってくれている感じがしない」と居場所感が低下する。
 - 居場所とは 誰かにちゃんと見てもらえている、受け止められている、尊重されている、つながっている。と感じられるような関係性のある場のことを言う
 - 内閣府（2021年）の「子ども・若者の居場所調査」によると、家庭・自室・地域・学校・職場の中で、自宅（室）だけが居場所の場合の幸福度が34%であるのに対し、自宅と自宅以外に居場所がある場合は51%だった。つまり居場所が自宅以外にあった方がウェルビーイングがあがる。
 - 居場所の数が多いほど、自己肯定感、幸福度が高い。行く先々で居場所感が持てることが「生きててもいいんだよ」「大切にされている」と感じられる。
 - 自己肯定感を高く生きていけるような居場所づくりはソーシャルキャピタルとして、大人も子どもも重要！肥沃な土壌があれば異常気象でも木は枯れないように、地域のソーシャルキャピタルの土壌づくりを本気ですすめる作業は、地域の未来を耕す仕事。
 - SDGs（持続可能な開発目標）＝良い祖先になろう！ということであり、その為に今何をしたらいいのかを考える。次の世代に向けて必要なことは何かを考える。一人一人は大それたことは出来なくても、何かのきっかけになる／親との関係しかない子どもは地域のことを考えられない。親以外の地域の関係性。人々との心の習慣をつくる。地域を耕すことを通じて、社会関係資本が豊かである必要がある
- 以上の指摘について、私も全く同意でき、重要であると思うが区はどう考えるか。こういった指摘を基本にすえてSDGs推進や基本計画づ

	<p>くりを行い、具体的な居場所づくりを所管をこえて取り組むべきと思うかどうか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>居場所づくりについてのご質問について回答いたします。ご指摘にある「居場所」の概念や必要性、考え方はどれも重要な視点であり、基本的には区と考えを異にするものではありません。現在行われている足立区基本計画審議会の議論においても、人々の活動やつながりの創出を通じて幸福度や自己肯定感など、区民のウェルビーイングを高めていく考えが示されております。基本計画策定やSDGs推進においても、こうした考えを踏まえて進めていくとともに、具体的な居場所づくりを行う際は今後も市内連携をより緊密に行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：政策経営部 政策経営課)</p>

<p>質問の要旨 ③</p>	<p>3, 都営住宅を「地域交流居場所づくり」に 東京都は「未来の東京」戦略ビジョンの中で 1000 か所の居場所をつくるとしている。様々な人が集い、交わり、悩みを分かち合える「居場所」を公的住宅や空き家等を活用してつくるという。</p> <p>都住宅局が、直接集会所を「地域交流居場所づくり」「みんなでサロン」として活用することを促進し、都として責任をもって集会所等を使えるように許可するという。具体的には都に利用したい人（団体）が登録し、「こども食堂や大人食堂」「サロン」など、多彩な取り組みが始まっている。</p> <p>「居場所」では、外国にルーツを持つ子供との間で言葉や文化を教え合う姿や、高齢者が自らの経験を基に子供・若者に様々な知識・教養を教える姿など、多世代・多文化の人のつながりが生まれるとともに、不安や悩み、孤独感を抱えた一人ひとりが希望を見出すことができるようになる。「居場所」での活動を通して、地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域をつくっていきける。</p> <p>都営住宅の多い足立区にとっては「地域に開かれた「居場所」づくり」を行い、地域共生社会をつくる絶好の施策だ。しかし、区内の都営住宅集会所は、一か所も当該事業に活用されていない。</p> <p>区としても、居場所づくりは「地域づくりであり社会づくり」との立場に立ち、誰もが気軽に立ち寄り、他者と交流できる「居場所」を、公的住宅を活用してすすめる方針をもつべきではないか。</p> <p>都営住宅集会所を活用した「居場所」がまちのあちこちにつくられ、誰もが悩みを共有し、支え合える環境を地域に生み出していくべきだがどうか。</p>
<p>回答 ③</p>	<p>誰もが気軽に立ち寄り、他者と交流できる「居場所」を、都営住宅集会所を活用し地域に生み出していくべき、とのご質問にお答えいたします。</p> <p>区といたしましては、都営住宅の集会所を他者と交流できる「居場所」づくりに活かしていくことは、意義のあることと考えております。</p> <p>今後、東京都に事業の詳細とともに、使用が可能となる集会所の所在と居住者の意向を確認しながら、庁内に「東京みんなでサロン事業」の活用についての周知を図ることで、都区間の連携の可能性を探ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：都市建設部 住宅課)</p>

<p>質問の要旨 ④</p>	<p>4, 町会自治会活動のアップデートについて (1) 町会加入率が5割を切っており(45.92%)、コミュニティの力が低下している。周りの現役世代からは「役員をやりたくない」「今やっていることを継続したいとは思わない」「旧態依然の組織に驚いた。これでは若い人はやりたがらない」などの声がある。長年地域のために尽くしてこられた町会役員が報われ、次の世代につなげていく必要がある。</p> <p>組織が活性化している町会・自治会は、どうやったら、次の若い人にリレーできるかを考え、アクションプラン(外国人・朝食堂など)に取り組むなどの特徴がある。義務的に担ってもらおうと「仕事が増えていく」感覚になり、真の活性化にならない。町会・自治会が、新しい人たちと「知り合い」になる機会を創出し、従来の活動を大切にしながらも形を変えながらつながっていけるよう、行政が支援する必要があると思うがどうか。</p> <p>そのためにも、行政の支援は、従来型の補助金中心のあり方のみだけでなく、福岡市のように、若い人や現代のニーズに見合った「町会・自治会活動のハンドブック」先進事例を紹介する「町会長の知恵袋」を作成し、新しく町会自治会長になった方を対象に「区としてこうあるべき」という研修会を開催すべきではないか。また回覧板など紙ベースの活動だけでなく各町会自治会がオンラインで情報提供できるようにすべきではないか。</p>
<p>回答 ④</p>	<p>町会・自治会が従来の活動を大切にしながらも、形を変えながらつながっていけるよう行政が支援する必要についてですが、令和5年度から町会・自治会と未加入者をつなぐ「子ども向け地域活性化事業助成」や「活動周知・加入勧誘支援助成」を開始しました。引き続き、新しい人たちと「知り合い」になれるきっかけづくり、そして緩やかな関係からつながりが持てるように、区民事務所を中心にサポートしてまいります。</p> <p>次に、福岡市で作成している「町会・自治会活動のハンドブック」、「町会長の知恵袋」の作成と、研修会の開催ですが、足立区においても「足立区町会・自治会運営マニュアル」を運営・活動の基礎資料として活用していただくために作成し、町会自治会の活動事例についても取り上げております。今後は若い人や、アフターコロナの現在に見合った掲載内容とするなど改善に取り組んでまいります。新しく町会・自治会長になった方々への研修会につきましては、足立区町会・自治会連合会が外部講師を招いての講演会を実施し成功事例の共有を行っております。区としては、まずは区民事務所による寄り添ったサポートが重要だと考えておりますが、区としての研修会の開催も検討してまいります。</p> <p>次に、オンラインで情報提供できるようにすべきについてですが、令和6年度から町会・自治会の行事等をメールやラインで情報共有が可能とな</p>

	<p>るデジタル回覧板対応機器の購入助成を考えており、選択肢のひとつとなるように取り組んでまいります。</p> <p>(担当所管：地域のちから推進部 地域調整課)</p>
--	---

<p>質問の要旨 ⑤</p>	<p>(2) 地域コミュニティの醸成のためには、町会・自治会も自らアップデートしていく必要がある。昔の時代の常識を今の若い人に押し付けても、プラスにはならない。</p> <p>例えば区の「公的表現ガイド」のようにジェンダーギャップについて自らが「気づき」の機会を得られる冊子の配布や啓発を行うべきではないか。</p>
<p>回答 ⑤</p>	<p>ジェンダーギャップの冊子の配布や啓発についてですが、町会・自治会の運営はそれぞれの町会・自治会が創意工夫をしながら運営を行っております。しかし、ジェンダーギャップ、ジェネレーションギャップなどの課題に取り組んでいただく必要がありますので、参考として「あだち公的表現ガイド」を紹介するなどし、多様な視点を備えて活動をしていただけるよう啓発してまいります。</p> <p>(担当所管：地域のちから推進部 地域調整課)</p>

西新井周辺地域のまちづくりについて	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>1, 西新井駅東口のタクシープールについて 西新井駅東口のタクシープールについては、8年前に代表質問で求め、昨年は決算特別委員会で実現を求めたところ、副区長が「短期にできる対策として、区有地（階段を下りてきた正面の場所のスペース・マクドナルドのところ）に少し切り込みを入れてできないかを検討していきたい」と答弁しているが、現状では何も進展はない。早急を実現すべきだが、現状と見通しはどうか。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>西新井駅東口正面の区有地を活用したタクシープール等の検討について、お答えします。 現状、一般車の停車が多く、バスやタクシーとの輻輳が課題となっているため、駐車禁止看板を6箇所設置し、交通状況の改善を図っています。 今後については、令和6年度に交通管理者やバス事業者、タクシー事業者と協議し、区有地を活用したバス停の移設及びタクシープールの設置が可能か検討します。 限られたスペースでの検討となるため、実現については不透明ですが、安全性・利便性が高まるよう最大限努力していきます。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：道路公園整備室 道路整備課)</p>

<p>質問の要旨 ②</p>	<p>2, 興野町いちょう公園のバリアフリースイレについて 西新井本町四丁目の興野町いちょう公園の計画発表時から、「住民からトイレ設置の要望が非常に多くあった。ぜひ実現を」と求めてきた(令和2年10月)。公園の造成自体はJ K Kが実施したため、完成後に区としてバリアフリースイレを設置するとした。具体的には今年度中にトイレを設置する予定であったが、入札不調を繰り返し、実現に至っていない。私は「債務負担行為も活用し、議決を要する大型の工事入札が入る前(年度初め)に、入札を行い、不調を防ぐべき」と提案してきた。現在のところ債務負担行為は設定されていないが、新年度一刻も早く入札を行い、バリアフリースイレを設置すべきだがどうか。見通しも併せて伺う。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>興野町いちょう公園のバリアフリースイレの設置につきましては、中部地区建設課とも協力し、令和6年度当初の発注・入札を行い、年度中の完成を目指してまいります。 なお、見通しにつきましては、年度当初の入札であり大型工事の入札前のため、主任技術者の確保もできることから落札の確率は高いものと考えております。</p> <p>(担当所管：道路公園整備室 パークイノベーション推進課)</p>

<p>質問の要旨 ③</p>	<p>3, はるかぜ10号について 新年度までに廃止になる5路線（はるかぜ3路線・ブンブン号・京成バス）について、区は代替策なしの廃止としようとしているが、とりわけはるかぜ10号についての経緯は、他の廃止路線よりもひどいと言わざるを得ない。年末に平日朝夕のみの運行という減便になった直後、1月に廃止することを報告したが、住民説明は全く行われなかった。廃止を知った住民が複数の町会長を回ったところ、町自連会長はじめほぼ全ての町会長が「認められない」などの反応だったという。住民が区長あてに署名を届け、予算特別委員会でわが党議員が「住民説明を全く行っていない」と指摘し、急遽昨日（3月21日午後）に住民説明を行ったが、もう決まったこととの姿勢だ。もともと交通不便だから路線が実現したものであり、無くなれば交通弱者が切り捨てられることになる。本来コミュニティバスとして存続するべきだが、せめてデマンド交通やタクシー券などの代替策を早急に示すべきと思うがどうか。</p>
<p>回答 ③</p>	<p>令和6年3月21日に行った住民説明では、はるかぜ10号が廃止に至った経緯のほか、はるかぜ7路線の協働事業や足立区地域内交通導入サポート制度など今後の区の実施も説明させていただきました。</p> <p>出席者からは、「西新井までとは言わないので、江北バス通りまでの足が欲しい」との意見もあり、改めて地域内交通の考え方や検討の進め方を説明したところ、「この地域でどのような需要があるか、意見聴取を行って考えをまとめる」との話をいただきました。</p> <p>今後、要望をいただいた扇一丁目協和会会長や扇三丁目アパート自治会長に相談しながら、地域の課題や需要を把握し、デマンド交通なども含めた地域内交通導入の可能性について検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：都市建設部 交通対策課)</p>

<p>質問の要旨 ④</p>	<p>4, 興本防災備蓄倉庫について</p> <p>区は、興本防災備蓄倉庫（興野一丁目）を将来的に廃止する方向を示している。興本防災備蓄倉庫は、火災危険度・家屋倒壊・水害リスクの高い環七以南・荒川左岸エリアで唯一の防災備蓄倉庫なのに廃止することについてどう考えているのか。</p> <p>しかも、東日本大震災後に防災井戸とマンホールトイレを新設し、一度も稼働（利用）することなしに廃止することは認められない。廃止するのではなく、老朽化した備蓄倉庫を、震災や水害に耐えられるものに改善する計画をもつべきではないか。</p>
<p>回 答 ④</p>	<p>興本災害備蓄倉庫は、区民へ直接配布するための物品の備蓄場所ではなく、避難所生活が長期化した場合に不足する物資を備蓄し、当該倉庫から各避難所へ配送する役割を担っております。興本災害備蓄倉庫にある備蓄品が別の場所へ移動したとしても周辺への問題は発生しません。</p> <p>また、興本災害備蓄倉庫のその後の活用については未定のため、防災井戸とマンホールトイレのその後活用についても未定の状態です。</p> <p>なお、マンホールトイレだけでなく各避難所などで使えるように簡易トイレの備蓄の増強を図っており、令和5年度には首都直下地震等による東京の被害想定から82万6千回分まで増強しております。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：危機管理部 災害対策課)</p>

<p>質問の要旨 ⑤</p>	<p>5, 西新井住区センターについて</p> <p>西新井住区センターが移転し、七丁目の旧住区センターは建物だけが残っている。「耐震性に欠く」と廃止したのに、そのまま放置するのではなく、早急に後利用を定めるべきだ。</p> <p>旧住区センター地域は学校・少年野球場（公園）など文教的な施設が集結しており、区として後利用計画をもつべきだ。少なくとも除却・売却ではなく、地域に還元できる施設へ誘導すべきだ。民間の福祉施設などが、一階部分を地域への還元施設としている例は他にもある。福祉施設や子ども施設などに低廉な価格で用地を貸与し地域に還元できるようにすべきではないか。</p> <p>また、西新井駅付近の商業施設にブックポスト（返却窓口）を設けたが、駅周辺に図書館がない中、貸出窓口が必要だ。大師前駅前の新住区センターは、区民事務所との複合施設である利点を生かし、貸出図書館の受け渡し窓口を設置すべきだがどうか。</p>
<p>回答 ⑤</p>	<p>西新井住区センターの後利用に関するご質問についてお答えいたします。</p> <p>当該建物につきましては、老朽化に伴って解体する方針であり、令和6年度に解体設計、令和7年度に解体工事を予定しております。</p> <p>その後の跡地利用については、公共目的での活用や貸付等を検討しているため、まずは、庁内へ利活用調査を行い、要望等を確認したうえで、暫定利用を含め検討してまいります。</p> <p>西新井住区センターを図書受渡窓口として活用することについては、運営方法や事務スペース、窓口設置の効果や費用を検証のうえ、可否を研究してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（担当所管：総務部 資産活用担当課） （担当所管：生涯学習支援室 中央図書館）</p>